

記者発表 令和7年3月7日（金）16時～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
上下水道管理局上下水道管理課 （電話059-237-5811）	上下水道管理課長 谷口 弘明

元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件に係る懲戒処分について

このことについて、元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件に係る事案に関し、地方公務員法の規定に基づき、令和7年3月7日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

元上下水道事業局水道工務課副主幹（兼）維持管理担当技能長（現上下水道管理局上下水道管理課副主幹（兼）担当技能長）中村一男（以下「中村」といいます。）及び元上下水道事業局水道工務課維持管理担当技能長（現上下水道管理局上下水道管理課担当技能長）松岡泰成（以下「松岡」といいます。）は、新英工業株式会社代表取締役の新居利英氏（以下「新居」といいます。）と共謀の上、令和5年度分の3件の津市の水道事業の給水装置及び配水施設の維持、修繕業務（以下「維持、修繕業務」といいます。）に関し、職員が直営で施工した修繕にもかかわらず新英工業株式会社に虚偽内容の日報を提出させるなどして、津市から現金合計8万3000円を詐取したとして、令和7年1月23日に詐欺の容疑で逮捕され、同年2月12日に詐欺罪により起訴されたものです。

さらに、中村及び松岡は、共謀の上、令和4年7月頃から令和6年4月頃までの間、新居から維持、修繕業務委託契約に基づく個別の修繕業務の委託等に関して、新英工業が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに提供されるものであることを知りながら、洗濯機など約20万円相当の物品を賄賂として受け取ったとして、令和7年2月12日に収賄の容疑で再逮捕され、同年3月5日に収賄罪により起訴されたものです。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
上下水道管理課副主幹（兼）担当技能長 （当時 水道工務課副主幹（兼）維持管理担当技能長） 中村 一男（56歳）	免職 （地方公務員法第29条第1項各号の規定による）
上下水道管理課担当技能長 （当時 水道工務課維持管理担当技能長） 松岡 泰成（51歳）	免職 （地方公務員法第29条第1項各号の規定による）

3 その他

被処分者を管理監督する立場にあった上司等関係職員に対する処分については、職員からの聞き取りや当該事件に関する分析等の処分に必要な事務手続を経て、決定します。